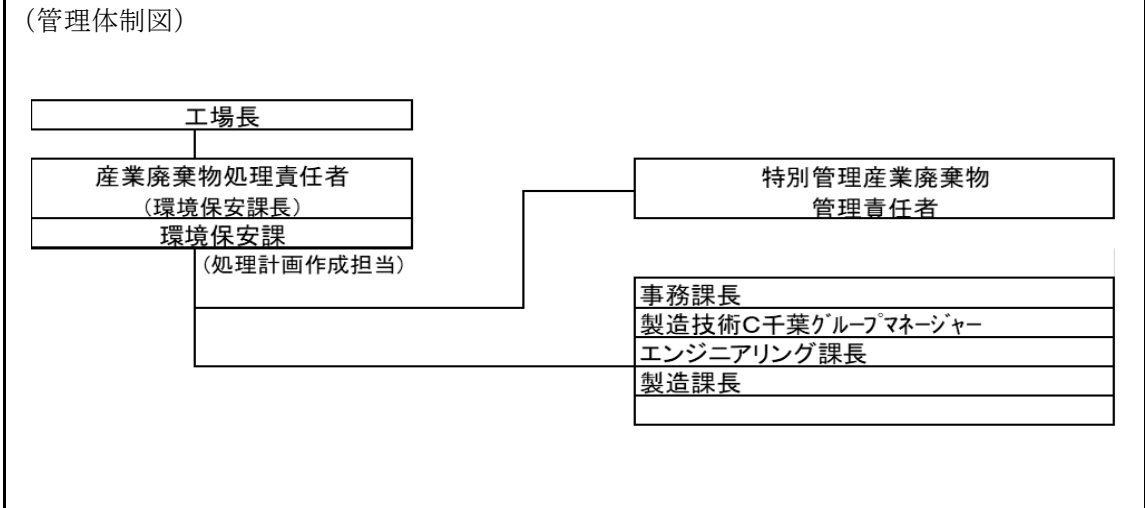


様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和5年 6月 2日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人 殿</p> <p>提出者</p> <p>住 所 千葉県市原市千種海岸5</p> <p>氏 名 株式会社ENEOSマテリアル 千葉工場</p> <p>工場長 中山 哲</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 0436-62-4161</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社ENEOSマテリアル 千葉工場
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸5
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：有機化学工業製品製造業
② 事業の規模	前年度の工場製造品出荷額 237億円
③ 従業員数	159人(社員158人 出向者1人)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	排 出 量	110 t	t
	(これまでに実施した取組) 有価物化(数量)拡大。製造工程安定化。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	排 出 量	115 t	t
	(今後実施する予定の取組) 製造工程安定化。 (引火性廃油は製品の生産量に比例して発生するため発生数量の削減ではなく原単位削減を目標としている。)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油の性状に応じて、再生油として処理する業者への委託を優先に選定。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油の性状に応じて、再生油として処理する業者への委託を優先に選定。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 全量外部処理委託		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 全量外部処理委託 (継続)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 全量外部処理委託			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 全量外部処理委託 (継続)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	（特管物全体）	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋め立て処理を行った事はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	（特管物全体）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋め立て処理を行う予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	（特管物全体）	
	全処理委託量	110 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	83 t	t
	再生利用業者への処理委託量	87 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	23 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託をおこなっている。 P C B 廃棄物の処理をH24年度より実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(特管物全体)	
	全 処 理 委 託 量	115	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	88	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	90	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	25	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託を行う予定。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	108	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストの登録を実施し運用中。(継続)</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙ー1

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
【前年度（ 4年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)
	排出量	102 t	2 t	0 (3kg) t	6 t	0 (12g) t
(これまでに実施した取組) 有価物化(数量)拡大。製造工程安定化。 前年度は、継続して引火性廃油の有価物化により廃棄物発生を抑制した。						
【目標】						
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)
	排出量	105 t	2 t	8 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 有価物化(数量)拡大。製造工程安定化。 (引火性廃油は製品の生産量に比例して発生するため発生数量の削減ではなく原単位削減を目標としている。)						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 4年度）実績】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)	
①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 全量外部処理委託						
【目標】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)	
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 全量外部処理委託（継続）						

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 4年度）実績】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)		
①現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
(これまでに実施した取組) 全量外部処理委託							
【目標】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)		
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	自ら中間処理により減量 する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 全量外部処理委託（継続）							

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

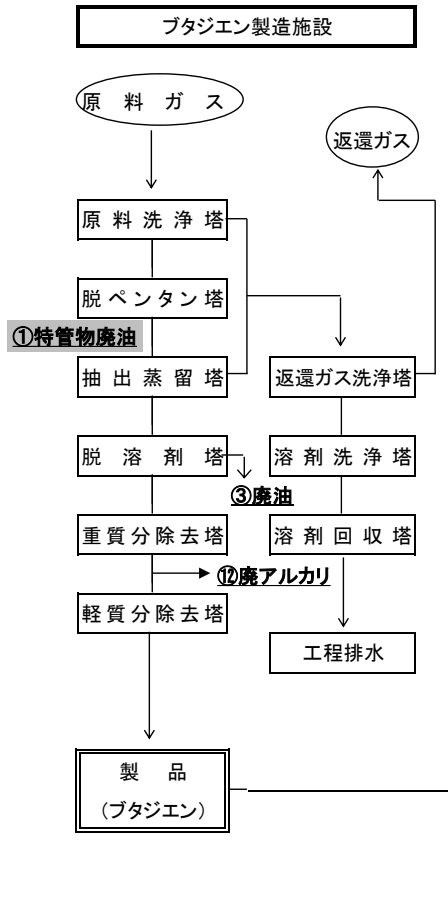
【前年度（ 4年度）実績】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)	
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋め立て処理又は海洋投入処分を行った事はない。						
【目標】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き埋め立て処理又は海洋投入処分を行う予定はない。						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

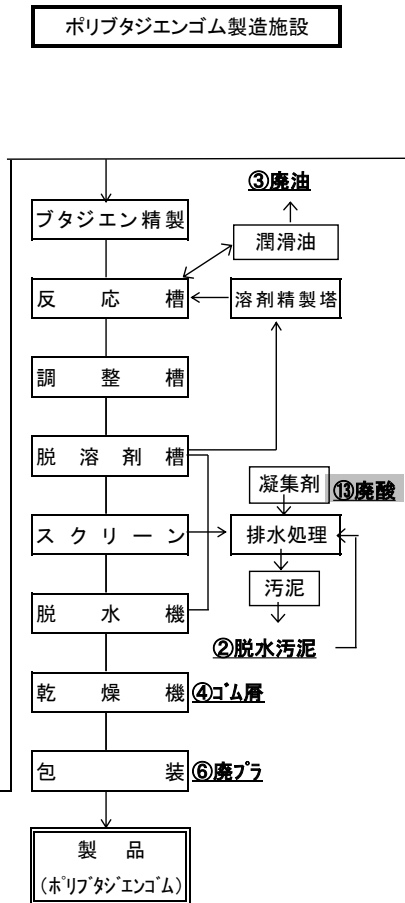
【前年度（ 4年度）実績】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)		
①現状	全処理委託量	102 t	2 t	0 (3kg) t	6 t	0 (12g) t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	77 t	- t	0 (3kg) t	6 t	0 (12g) t	t
	再生利用業者への処理委託量	79 t	2 t	0 (3kg) t	6 t	0 (12g) t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	23 t	- t	- t	- t	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	- t	- t	- t	- t	t
(これまでに実施した取組) 引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託をおこなっている。 PCB処理をH24年度より実施。令和4年度は低濃度PCB汚泥等を処理。(低濃度は完了)							
【目標】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	PCB廃棄物	廃酸（強酸）	廃アルカリ (強アルカリ)	廃酸 (有害物質含有)		
②計画	全処理委託量	105 t	2 t	8 t	0 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	80 t	- t	8 t	- t	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	80 t	2 t	8 t	- t	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	25 t	- t	- t	- t	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t	- t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託を行う予定。 スポットで発生する強酸、強アルカリ、汚泥、有害物質含有の廃油・酸アルカリは、再生処理業者への委託を行う。 令和5年度は、高濃度PCB処理を計画。							

④ 一連の処理の工程図

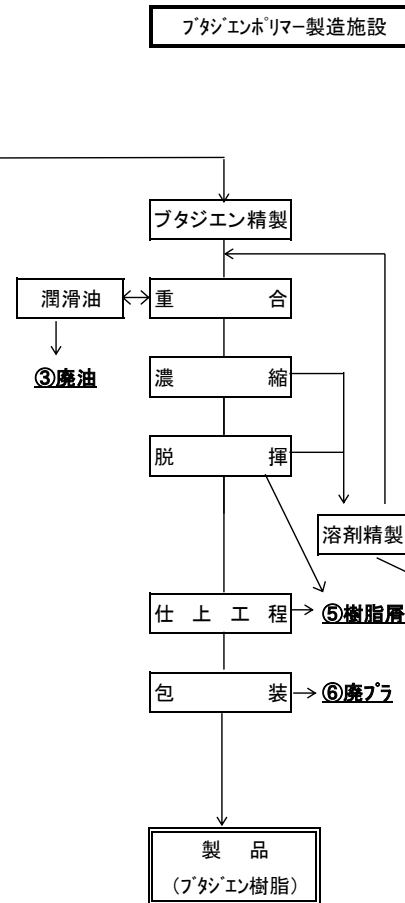
1 ブタジエン製造工程図



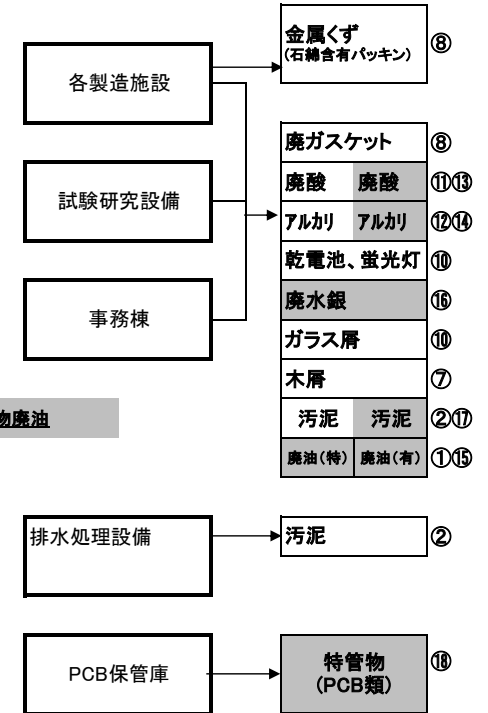
2 ポリブタジエンゴム製造工程図



3 ブタジエン樹脂製造工程図



4 製造及び製造以外の工程図



番号	呼び名	種類	処理方法 (焼却・脱水等)	処理の手段 自己・委託・売却
①	特管物廃油	引火性廃油	再利用・焼却	委託
②	汚泥	汚泥	再利用・焼却	委託
③	廃油(潤滑油)	廃油	再利用・焼却	委託
④	ゴム屑	廃プラ	再利用・焼却	委託
⑤	樹脂屑	廃プラ	再利用・焼却	委託
⑥	廃プラスチック	廃プラ	再利用・焼却	委託
⑦	木パレット	木屑	再利用	委託
⑧	廃ガスケット	金属屑	再利用	委託
⑨	乾電池、蛍光灯	水銀使用製品	再利用	委託
⑩	ガラス屑	ガラス屑	再利用	委託
⑪	廃酸	廃酸	再利用	委託
⑫	廃アルカリ	廃アルカリ	再利用	委託
⑬	廃酸	廃酸	再利用	委託
⑭	廃アルカリ	廃アルカリ	再利用	委託
⑮	廃油(有害)	廃油(有害)	再利用	委託
⑯	廃水銀	汚泥(特管物)	焼却	委託
⑰	特管物汚泥	汚泥(特管物)	再利用・焼却	委託
⑱	特管物(PCB類)	PCB類	化学処理・焼却	委託